

精神障害者保健福祉手帳についてのお知らせ

三重県こころの健康センター

I. 精神障害者保健福祉手帳について

1. 精神障害者保健福祉手帳とは？

精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」といいます。）は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図るため、手帳の交付を受けられた方に対し、各方面の協力により各種のサービスを受けることができます。

2. 手帳交付の対象となる方は？

精神障がいのために、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となります。

3. 障害等級の種類は？

障がいの程度の重いものから順に、1級、2級、3級となります。なお、障害等級は、診断書での判定、又は年金における障害等級により決定されます。

4. 申請窓口は？

居住地（市町）の担当窓口です。

5. 申請に必要な書類は？

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、次の(1)又は(2)いずれかの書類を添えてご提出ください。

(1) 診断書による申請の場合

①写真（縦4cm×横3cm）

申請前1年以内に上半身脱帽で撮影したもの。ただし、申請者の申出により、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部などを布で覆うことを、知事が認める場合を除きます。

②診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

市町の担当窓口や医療機関に所定の様式があります。なお、診断書は、**初診日から6ヶ月以上経過した時点で作成したもの**に限り、また、診断書の作成には、医療機関が定める費用が必要です。

(2) 年金証書等（精神障害を事由として現に受給している障害年金に限り、）による申請の場合

①写真（詳細は、上記5(1)①と同じ。）

②年金証書、年金払込通知書、年金支払通知書等の写し

③日本年金機構等への照会に係る同意書

(3) 注意事項（診断書による申請及び年金証書等による申請共通）

- ・個人番号を申請書へ記載いただくため、個人番号確認書類及び身元確認書類をご持参ください。
- ・手帳への写真貼付は任意ですが、そのことにより優遇措置が受けられない場合があります。

6. 更新手続きはどのように行うの？

手帳の有効期限は2年間です。このため、手帳の更新を希望される場合は、更新申請手続きが必要です。更新に必要な書類は、新規申請の場合（上記5）と同じです。なお、更新手続きは、手帳の有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

7. 手帳と自立支援医療費（精神通院医療）との同時申請はできるの？

手帳と自立支援医療費（精神通院医療）の申請は、同時に行うことができます。

お持ちの手帳と医療の有効期限が異なる方も同時に行うことが可能です。この場合、現在お持ちの医療受給者証の有効期限を変更のうえ、手帳の有効期限と同日の受給者証を交付します。

[準備いただくもの]

- ・上記5(1)②の診断書
- ・自立支援医療費（精神医療）の申請に必要な書類

II. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方に係る優遇措置

1. 税制上の優遇措置が受けられます

手帳の交付を受けられた方は、その障害等級に応じて税制上の優遇措置を受けることができます。

優遇措置の概要は下表のとおりですが、手帳の障害等級により優遇措置の内容が異なりますので、詳しくは、下表の問い合わせ先へおたずねください。

👍 税制上の優遇措置の概要

優遇措置	内 容	問い合わせ先
所得税の障害者控除等	本人又は扶養者の課税所得から、以下の額が控除されます。 障害者（2級・3級）…27万円、特別障害者（1級）…40万円 ただし、同居の特別障害者（1級）については75万円	税務署
住民税の障害者控除等	本人又は扶養者の課税所得から、以下の額が控除されます。 障害者（2級・3級）…26万円、特別障害者（1級）…30万円 ただし、同居の特別障害者（1級）については、53万円 ★前年分所得が135万円以下の場合、住民税は非課税	各市町
利子所得税の非課税(マル優・特別マル優)	障害者の「元本が350万円までの預貯金」又は「額面が350万円までの公債」に係る利子は、利子所得税が非課税（預貯金及び公債、合わせて700万円まで）となります。	各金融機関
相続税の障害者控除等	法定相続人である障害者の相続税額から、以下の算出額が控除されます。 一般障害者の場合：10万円×(85歳－当該障害者の年齢) 特別障害者の場合：20万円×(85歳－当該障害者の年齢)	税務署
贈与税の非課税(信託受託権に係るもの)	特定障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、以下の額まで贈与税が非課税となります。 特別障害者である特定障害者の場合：6,000万円 特別障害者以外の特定障害者の場合：3,000万円	税務署
自動車税の減免	障害等級1級の手帳の交付を受けている人が所有し、移動手段として使用する自動車に課される自動車税（種別割・環境性能割）を減免する制度です。一定の要件を満たす場合は、申請を行うことにより障害者1人につき1台(軽自動車等を含む。)の自動車に限り、課税額の全額が減免となります。	自動車税事務所 又は県税事務所
軽自動車税の減免	手帳の交付を受けている人は、その障害等級により、軽自動車税（種別割）が減免となる場合があります。ただし、軽自動車税の減免制度の内容は市町により異なりますので、お住いの市町の税務担当課へご確認ください	各市町

2. 県立施設等の利用について優遇措置が受けられます

施設等名	優遇措置の内容
三重県立美術館	観覧料を免除（手帳を所持されている方及び1名につき付添の方1名無料）
三重県総合博物館	観覧料を免除（手帳を所持されている方及び1名につき付添の方1名無料）
齋宮歴史博物館	観覧料を免除（手帳を所持されている方及び1名につき付添の方1名無料）
三重交通Gスポーツの杜鈴鹿・伊勢	減免規定あり（詳細は施設へご確認ください）
三重県立みえこどもの城	利用料を免除（手帳を所持されている方及び1名につき付添の方1名無料） ※体験活動に伴う実費等を除く。
県営住宅	入居募集にあたっての当選確率を優遇

※上記以外にも優遇措置を実施している施設等があります。ご利用の際に直接お問い合わせください。

3. 電話料金の割引サービスなどが受けられます

※詳細は、各電話会社におたずねください。

(1) ふれあい案内（無料番号案内）（NTT西日本）

事前に登録すると、無料でNTT西日本の番号案内サービスを利用できます。

(2) 携帯電話料金の割引サービス

申し込みをすると、携帯電話の基本使用料等について割引サービスが受けられます。なお、割引サービスを導入していない携帯電話会社があります。

4. NHK放送受信料が免除されます

特定の条件を満たす世帯や個人に対して、受信料の全額または半額を免除しています。手帳を交付された方に係る受信料の免除基準は、下表のとおりです。なお、免除を希望される場合、免除申請手続が必要です。

詳細は、お近くのNHK放送局におたずねください。

免除の内容	免除基準
全額免除	手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
半額免除	手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

5. 生活保護の受給者は、障害者加算が支給される場合があります（1級・2級のみ）

※詳細は、お住まいの市町の担当窓口へおたずねください。

6. 航空旅客運賃の割引が受けられます

手帳を交付された方については、航空旅客運賃の割引が受けることができます。ただし、航空会社により、割引の内容、割引適用の条件などが異なりますので、詳細は、各航空会社にお尋ねください。

7. 鉄道旅客運賃の割引が受けられます

手帳を交付された方については、鉄道旅客運賃の割引が受けることができます。ただし、鉄道会社により、割引の内容、割引適用の条件などが異なりますので、詳細は、各鉄道会社にお尋ねください。

【参考】JR東海における障害者割引制度（障がい者本人のみ利用時）の概要

対象	割引対象切符	割引率
第1種精神障害者（障害等級1級の手帳所持者）	普通乗車券(片道の営業キロが100kmを超える場合に限り)	5割
第2種精神障害者（障害等級2級又は3級の手帳所持者）		

8. 市町独自の優遇措置が受けられます

各市町において、手帳を交付された方に対する独自の優遇措置を行っています。ただし、市町により、優遇措置の内容、適用条件などが異なりますので、詳細は、各市町にお尋ねください。



「精神障害者保健福祉手帳」についてのお問い合わせは、お住まいの市町担当窓口又は下記まで

名 称	住 所	電 話 番 号
桑名保健所	桑名市中央町5丁目71	0594-24-3620
鈴鹿保健所	鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8673
津保健所	津市桜橋3丁目446-34	059-223-5094
松阪保健所	松阪市高町138	0598-50-0532
伊勢保健所	伊勢市勢田町628番地2	0596-27-5148
伊賀保健所	伊賀市四十九町2802	0595-24-8076
尾鷲保健所	尾鷲市坂場西町1番1号	0597-23-3454
熊野保健所	熊野市井戸町383	0597-89-6115
こころの健康センター	津市桜橋3丁目446-34	059-223-5241